

富山県試験研究機関研究評価の実施に係る指針

この富山県試験研究機関研究評価の実施に係る指針（以下「指針」という。）は、県立試験研究機関（以下「研究機関」という。）の研究評価を実施するに当たっての基本的な事項を定める。

1 目的

研究機関において、客観的かつ透明な研究評価を行うことで、研究機関の予算や人員等の重点的、効率的配分を図り、研究開発等を活性化するとともに、社会的要請に基づく試験研究活動を行うことにより、本県の科学技術の発展、産業の振興、健康・福祉の増進等に資する。

また、外部からの意見を取り入れることにより、多様化する県民ニーズや社会ニーズに対応するとともに、研究評価結果を公表することで、研究機関の活動や試験研究成果について広く県民の理解を深めることを目的とする。

2 研究評価の実施に当たっての基本理念

研究評価の実施に当たっては、以下の考え方を基本理念とする。

(1) 客観性の確保

- ① 研究評価作業を効率的に行い、研究評価結果をより有効にその後の試験研究活動に反映させるため、研究の進捗状況などについて、できる限り客観的数値指標を活用する。
- ② 重要な研究課題（予算、テーマ、県民への影響などの点から見て重要なもの）については、外部の専門家等による評価を実施し、より客観性、中立性の高い評価を目指す。

(2) 透明性の確保

研究評価の透明性を確保し、県民の理解を深めるため、各機関又は各部局（以下「研究評価実施主体」という。）においては、原則として、研究評価の実施方法やその評価結果を公表する。

3 研究評価の方法

研究評価については、下記の方法により実施する。

(1) 評価の種類

研究評価には、一般的に、研究機関が行う試験研究課題の評価（以下「研究課題評価」という。）と、その機関運営についての評価（以下「機関評価」という。）がある。本指針は、研究課題評価について定めるものとする。

なお、機関評価については、研究課題評価の実施状況や県の政策評価の状況等を勘案しながら、今後検討を進めていくこととする。

(2) 研究評価実施主体

研究評価は、研究評価実施主体単位で行うこととし、研究評価実施主体が研究課題評価を行うに当たっては、本指針の趣旨に則り、研究評価実施主体単位で機関や業務の実態に即した具体的な評価方法等を定める研究評価実施要領を作成し、それに基づき研究評価を実施する。

(3) 政策評価との関係

平成14年度から実施されている政策評価制度とは、評価対象の違いなどから基本的に異なる制度であると考えるが、評価業務の効率化を図り通常業務に支障を来さないために、研究評価結果を政策評価に反映させるなど、両制度の連携に努めることとする。

(4) 研究評価の対象

研究課題評価においては、研究機関で行う研究課題のうち、原則として、すべての研究課題を対象とする。

(5) 実施体制

① 内部評価

研究課題評価については、評価対象とした研究課題について、研究評価実施主体の長を長とする内部評価委員会で行うこととする。

② 外部評価

試験研究機関が行う研究課題のうち重要な研究課題（予算、テーマ、県民への影響などの点から見て重要なもの）については、評価の客観性・透明性を確保するため、外部専門家等からなる外部評価委員会で行うこととする。

(6) 実施内容・実施時期・評価項目

① 研究課題評価については、原則として、事前評価、中間評価、事後評価、追跡評価を実施する。

ア 事前評価 新規研究課題の採択・選定及び新規予算化に資する。

イ 中間評価 中長期（原則として3年以上）継続の研究課題の研究継続判断・進行管理に資する。

ウ 事後評価 研究成果の確認、類似研究への活用に資する。

エ 追跡評価 研究成果の波及効果測定・研究成果の社会貢献度の評価に資する。実用化研究若しくは研究成果の一般への普及を目指した研究で県産業等に影響があると考えられるもの、又は事前、事後評価（中間評価も含む）だけでは評価が不十分である研究開発課題について適宜実施する。

② 評価実施時期については、ア、イは予算要求前、ウ、エは研究終了後適当な時期に実施する。

(7) 評価結果の取扱い

① 評価結果の公表

研究評価実施主体は、富山県情報公開条例第7条各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、一連の評価終了後可及的速やかに研究評価結果を公表するものとする。

② 評価結果の反映

各部局や各研究機関の長は、内部評価並びに外部評価の結果を踏まえ、試験研究の適正化、試験研究費や人材等試験研究資源の配分の見直し、財源の確保など、効率的な研究開発の推進や研究員の研究意欲の向上に努めるものとする。

4 指針の見直し

富山県試験研究機関長会は、研究評価の実施状況や試験研究を取り巻く環境の変化などに対応し、必要に応じ、この指針の見直しを行うものとする。

5 実施の時期等

(1) この指針は、平成16年4月1日から施行する。

(本指針の内容につき、平成16年2月17日富山県試験研究機関長会にて了承)

(2) バイオテクノロジーセンターにおける研究評価の実施については、別に定めるところによるものとする。